

都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからへまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

昭和 45 年 1 月 12 日 建設省告示 第 38 号
改正

平成 12 年 12 月 28 日 建設省告示 第 2537 号
同 17 年 4 月 14 日 国土交通省告示第 458 号

都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 19 条第 1 号トの規定により、同号イからへまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
- 2 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附則

(平成 17 年 4 月 14 日国土交通省告示第 458 号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(昭和 45 年建設省告示第 38 号の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 2 の規定の施行前に第 2 の規定による改正前の昭和 45 年建設省告示第 38 号第 2 号に掲げる講習を終了した者については、同号の規定は、なおその効力を有する。

都市計画法施行規則第 19 条第 1 号ホの国土交通大臣が定める部門は建設部門等とする件

昭和 45 年 1 月 12 日 建設省告示 第 39 号
改正

平成 12 年 12 月 28 日 建設省告示 第 2537 号
同 17 年 4 月 14 日 国土交通省告示第 458 号

都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 19 条第 1 号ホの国土交通大臣が定める部門は、建設部門、上下水道部門及び衛生工学部門とする。

附則

(平成 17 年 4 月 14 日国土交通省告示第 458 号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。